

財産形成期日指定定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口1,000円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成期日指定定期預金ご契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を6ヶ月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金（後記6.による一部解約後の残りの預金を含む）は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前記(1)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前記(1)および(2)と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期等)

この預金は継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。

- ① 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 満期日は前記①に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ③ 前記①または②による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ④ 前記①または②により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利 息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法により計算します。
 - A. 1年以上2年未満 …… 一般財形の1年利率
 - B. 2年以上の場合 …… 一般財形の2年利率

- ② 上記①の利率は、当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合、前記(1)の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以降にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払します。
- (3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- A. 6か月未満 : 解約日における普通預金利率
- B. 6か月以上1年未満 : 2年以上利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 : 2年以上利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 : 2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 : 2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 : 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

6.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の契約の証とともに当店へ提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元利累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序によりこの預金を解約します。
- ① 複数口の預金がある場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日までの日数が多いものから解約します。
- ② 前記①で、解約日においてすでに満期日の到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。また、預入日（継続したときは最後の継続日）からの日数が同じ預金が複数口ある場合は、金額の大きいものから解約します。
- (4) 前記(3)の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
- ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
- A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
- B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

この他、「財産形成預金共通規定」をご参照ください。

以上
令和2年4月1日 改定